

## いの町ワクチン廃棄防止指針

いの町は、新型コロナウイルスワクチンの接種で予約キャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合の対応について、次のように指針を定め、ワクチンの廃棄防止に努める。

いの町は、次の者を参考に接種対象者リストを作成し、接種会場において予期せぬキャンセルが発生した時は、同リストに基づいて、余剰ワクチンを接種する。

なお、同リストによる対応の暇がない場合は、接種会場において接種可能な者に接種する。

- ・ 接種会場の従事者
- ・ 高齢者や障がい者と業務上接触する機会の多い者
- ・ 児童、生徒、園児と業務上接触する機会の多い者
- ・ 町対策本部の意思決定並びに総合調整等に関する事務及び窓口業務に従事するいの町職員

令和3年6月1日

いの町長 池田 牧子